

福岡県公報

令和元年6月28日
第 16 号

目次

告示 (第113号 - 第120号)

○自衛官の募集	(市町村支援課) …………… 1
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) …………… 3
○道路の占用の制限	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課) …………… 4
○救急病院の認定	(医療指導課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
公 告	
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行政経営企画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 6
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 6
○令和元年度福岡県家畜講習会の開催	(畜産課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課) …………… 8
○落札者等の公示	(情報政策課) …………… 8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 8
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) …………… 9

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 9
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 12
○住宅確保要配慮者居住支援法人の住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更	(住宅計画課) …………… 12
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課) …………… 12

選挙管理委員会

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	(市町村支援課) …………… 13
---------------------------------	-------------------

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課) …………… 13
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課) …………… 15
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課) …………… 17
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課) …………… 19
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課) …………… 19
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課) …………… 20
○福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則の制定	(警察本部総務課) …………… 20
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部総務課) …………… 21

警察本部

○福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程及び福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示	(警察本部総務課) …………… 21
--	--------------------

告 示

福岡県告示第113号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官及び自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 募集種目

(1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官

- ア 海上・航空自衛隊航空学生
- イ 一般曹候補生

(2) 自衛官候補生

2 募集期間

令和元年7月1日（月）から令和元年9月6日（金）まで

3 受験資格

(1) 海上自衛隊航空学生

18歳以上23歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当する者

- ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込みの者を含む。）
- イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（これに該当する見込みのある者を含む。）
- ウ 高等専門学校第3学年次修了者（修了見込みの者を含む。）

(2) 航空自衛隊航空学生

18歳以上21歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当する者

- ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込みの者を含む。）
- イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（これに該当する見込みのある者を含む。）
- ウ 高等専門学校第3学年次修了者（修了見込みの者を含む。）

(3) 一般曹候補生及び自衛官候補生

18歳以上33歳未満の者

(4) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

令和元年9月16日（月）

(2) 一般曹候補生

ア 第1次試験

令和元年9月20日（金）～22日（日）の間のうち指定する1日

イ 第2次試験

令和元年10月11日（金）～16日（水）の間のうち指定する1日

(3) 自衛官候補生

ア 筆記試験

令和元年9月20日（金）又は21日（土）のうち指定する1日

イ 口述・身体検査

(ア) 男子

令和元年9月22日（日）又は24日（火）～28日（土）の間のうち指定する1日

(イ) 女子

令和元年9月23日（月）

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728 又は 093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所

福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所(博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所(和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市諏訪野町2401(久留米労働基準監督署隣) (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277(小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称(予定)

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

(2) 一般曹候補生

ア 第1次試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
	北九州市小倉南区北方4-2-1	北九州市立大学
	飯塚市川津680-41	県立飯塚研究開発センター
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
	福岡市城南区七隈8-19-1	福岡大学
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

イ 第2次試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(3) 自衛官候補生

ア 筆記試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
	北九州市小倉南区北方4-2-1	北九州市立大学
	飯塚市川津680-41	県立飯塚研究開発センター
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
	福岡市城南区七隈8-19-1	福岡大学
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

イ 口述・身体検査

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

福岡県告示第114号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定に基づき、筑紫野市筑紫駅桜並木通り土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

株式会社 SAKURA

- 2 事業施行期間
平成30年4月24日から令和2年6月30日まで
- 3 施行地区
筑紫野市大字筑紫及び大字下見の各一部
- 4 事業の名称
筑紫野市筑紫駅桜並木通り土地区画整理事業
- 4 事務所の所在地
筑紫野市大字筑紫7番地6
- 5 設立認可の年月日
平成30年4月13日
- 6 変更認可の年月日
令和元年6月17日

福岡県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
田川	県道	添田赤池線	田川郡添田町大字庄2532番1先から 田川郡川崎町大字川崎54番1先まで

- 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

- 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占用の制限の開始の期日

令和元年7月12日

福岡県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米浮羽線	うきは市吉井町桜井269番1先から うきは市浮羽町朝田198番1先まで

福岡県告示第117号

次に掲げる病院は、平成31年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉2-6-2

福岡県告示第118号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉2-6-2	平成31年4月1日から 令和3年3月31日まで
北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町1-1	令和元年5月1日から 令和3年4月30日まで

福岡県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	直 方 宗 像 線	前	宗像市吉留14番先から 宗像市吉留476番1先まで	11.2 ～ 52.0	400.0
			後	宗像市吉留14番先から 宗像市吉留476番1先まで	11.2 ～ 38.0	400.0

福岡県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	直 方 宗 像 線	宗像市吉留14番先から 宗像市吉留476番1先まで

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県証紙代金収納計器取扱規則等の一部を改正する規則（令和元年福岡県規則第8号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の制定による工業標準化法の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和元年6月28日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字宮ノ後3230番1及び3230番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市三沢3905番地
富田 啓文 富田 直子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市原山町14番13及び14番15から14番18まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市不知火町二丁目7番地の6
昭和住宅株式会社
代表取締役 圓佛 洋右

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町南里二丁目230番1及び230番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡須恵町大字須恵117-83

蒲原 慎一

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
中元寺土地改良区	令和元年6月17日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
大石堰土地改良区	令和元年6月17日

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和元年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 講習の目的
家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。
- 2 講習の対象者
家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

3 開催日時及び場所

日 時		場 所
令和元年10月9日 (水曜日)	午前9時00分～ 午後5時00分	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁地下1階行政4号会議室
令和元年10月10日 (木曜日)	〃	

4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

5 受講手続

(1) 提出書類

ア 家畜商講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

必要事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を所定の位置に貼付すること。

イ 6の講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写し

(2) 提出先

福岡県農林水産部畜産課中小家畜係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) 提出期限

令和元年9月24日（火）

(4) 受講申込書の配付

農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所で配付する。

(5) 受講手数料

3,100円（福岡県領収証紙によること。）

講習会第1日目の受付手続時に提出すること。

(6) 講習会の受付

講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までに講習会会場受付に受講手数料

3,100円（福岡県領収証紙によること。）を持参し、受付手続を済ませること。なお、講習会開始後は受け付けない。

6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し、提出すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 受講者は、筆記用具を持参すること。

(2) 講習会で使用するテキスト「最新版家畜取引の知識」は、講習会当日に講習会会場受付においてあっせんする（実費3,400円程度）。

(3) 受講手続その他の手続についての問合せは、農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字津波黒字森元173番1及び173番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡篠栗町大字津波黒608番地

城戸 雄司

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築基準法施行規則（昭和26年福岡県規則第1号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の制定に伴い、必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和元年6月25日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る賃貸借契約の名称及び数量

令和元年度一般業務用パソコン賃貸借（職員用ノート型パソコン 7,789台）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和元年6月12日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

N T Tファイナンス株式会社九州支店

(2) 代表者の住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

448,611,240円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成31年4月26日

公告

糸島市志摩土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
小金丸 義文	糸島市志摩芥屋1096番地1
岩 永 綾夫	糸島市志摩稲留233番地3
小金丸 満	糸島市志摩久家2861番地
吉 原 英機	糸島市志摩野北343番地
富 田 則行	糸島市志摩津和崎150番地
大 江 友明	糸島市志摩吉田439番地1
山 崎 宗喜	糸島市志摩岐志451番地
吉 村 龍美	糸島市志摩師吉865番地
原 田 正成	糸島市志摩桜井3358番地

2 退任監事

氏名	住所
山崎秀夫	糸島市志摩岐志47番地
洞龍二郎	糸島市志摩桜井2244番地
中村繁治	糸島市志摩桜井2100番地

3 就任理事

氏名	住所
小金丸義文	糸島市志摩芥屋1096番地1
岩永綾夫	糸島市志摩稲留233番地3
小金丸満	糸島市志摩久家2861番地
吉原英機	糸島市志摩野北343番地
栲木和英	糸島市志摩井田原300番地1
吉村龍美	糸島市志摩師吉865番地
原田正成	糸島市志摩桜井3358番地

4 就任監事

氏名	住所
山崎秀夫	糸島市志摩岐志47番地
洞龍二郎	糸島市志摩桜井2244番地
中村繁治	糸島市志摩桜井2100番地

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
朝倉町土地改良区	令和元年6月17日

公告

三橋上庄土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
久保泰道	柳川市三橋町百町205番地1
森榮治	柳川市三橋町垂見1370番地
山井朝徳	みやま市瀬高町上庄1101番地3
川嶋守	柳川市三橋町中山514番地1
富永隆喜	柳川市三橋町中山974番地1
鳥添一憲	柳川市三橋町新村232番地1
式一徳	柳川市三橋町久末978番地2
藤丸司	柳川市三橋町百町1379番地2
橋本幹男	柳川市三橋町正行269番地2
菊次友秀	柳川市三橋町五拾町402番地
原田一三	柳川市三橋町棚町816番地
鳥添由太郎	柳川市三橋町棚町766番地2
藤木武俊	柳川市三橋町棚町68番地
森福美	柳川市三橋町白鳥441番地1
大橋一男	柳川市三橋町垂見957番地1

2 退任監事

氏名	住所
藤丸譲二	柳川市三橋町百町1604番地
河口正人	柳川市三橋町白鳥339番地1
新開文則	みやま市瀬高町本郷382番地1

3 就任理事

氏名	住所
----	----

久保泰道	柳川市三橋町百町205番地1
森榮治	柳川市三橋町垂見1370番地
山井朝徳	みやま市瀬高町上庄1101番地3
川嶋守	柳川市三橋町中山514番地1
富永隆喜	柳川市三橋町中山974番地1
鳥添一憲	柳川市三橋町新村232番地1
式一徳	柳川市三橋町久未978番地2
藤丸司	柳川市三橋町百町1379番地2
橋本幹男	柳川市三橋町正行269番地2
菊次友秀	柳川市三橋町五拾町402番地
原田一三	柳川市三橋町棚町816番地
鳥添由太郎	柳川市三橋町棚町766番地2
藤木武俊	柳川市三橋町棚町68番地
森福美	柳川市三橋町白鳥441番地1
大橋一男	柳川市三橋町垂見957番地1

4 就任監事

氏名	住所
藤丸讓二	柳川市三橋町百町1604番地
河口正人	柳川市三橋町白鳥339番地1
新開文則	みやま市瀬高町本郷382番地1

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約事項の名称

令和元年度コピー用紙単価契約（知事・教育）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和元年5月17日

4 落札者の氏名及び住所、落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

	件名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額
(1)	本庁地区	株式会社永池福岡支社	大野城市大池二丁目24番6号	29,347,401円
(2)	福岡（北）地区	有限会社平田紙文具事務機	福岡市中央区清川三丁目31番1号	16,710,624円
(3)	福岡（南）地区	有限会社平田紙文具事務機	福岡市中央区清川三丁目31番1号	20,961,288円
(4)	北九州（北）地区	株式会社玉置	飯塚市徳前24番地2	14,642,640円
(5)	北九州（南）地区	株式会社玉置	飯塚市徳前24番地2	6,698,160円
(6)	筑豊地区	株式会社玉置	飯塚市徳前24番地2	12,089,736円
(7)	筑後（北）地区	株式会社永池福岡支社	大野城市大池二丁目24番6号	13,529,808円
(8)	筑後（南）地区	株式会社内野	久留米市東合川五丁目10番5号	11,940,091円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

平成31年4月5日

公告

住吉土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
緒方 洋一郎	久留米市安武町住吉1544番地 1
田中 一 義	久留米市安武町住吉1595番地 1
船津 常 夫	久留米市安武町住吉1632番地
深川 嘉 穂	久留米市安武町住吉1788番地 6
馬場 五 男	久留米市安武町住吉1574番地 1
川原 憲 男	久留米市安武町住吉1565番地
船津 祥 一	久留米市安武町住吉1564番地

2 退任監事

氏名	住 所
船津 伊二郎	久留米市安武町住吉1572番地
野間口 保 之	久留米市安武町住吉1625番地 1

3 就任理事

氏名	住 所
緒方 洋一郎	久留米市安武町住吉1544番地 1
田中 一 義	久留米市安武町住吉1595番地 1
船津 常 夫	久留米市安武町住吉1632番地
深川 嘉 穂	久留米市安武町住吉1788番地 6
馬場 五 男	久留米市安武町住吉1574番地 1
川原 憲 男	久留米市安武町住吉1565番地
船津 祥 一	久留米市安武町住吉1564番地

4 就任監事

氏名	住 所
船津 伊二郎	久留米市安武町住吉1572番地
野間口 保 之	久留米市安武町住吉1625番地 1

公告

久留米市善導寺町木塚与田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
吉田 敏 裕	久留米市善導寺町与田867番地 2
木下 邦 生	久留米市善導寺町木塚544番地 2
原 英 司	久留米市善導寺町木塚1700番地 2
森 光 新 司	久留米市善導寺町木塚1937番地 1
高木 廣 光	久留米市善導寺町木塚1394番地 1
弥永 朝 希	久留米市山本町耳納126番地 6

2 退任監事

氏名	住 所
原 口 剛	久留米市善導寺町与田367番地、368番地合併
中垣 勝 昭	久留米市善導寺町木塚756番地 6

3 就任理事

氏名	住 所
久間 英 揮	久留米市善導寺町飯田462番地6
木下 邦 生	久留米市善導寺町木塚544番地 2
権 藤 榮 一	久留米市善導寺町木塚689番地 2
森 光 英 仁	久留米市小頭町3番地16-504号
高木 廣 光	久留米市善導寺町木塚1394番地 1
牟田 英 樹	久留米市山本町豊田1023番地 3

4 就任監事

氏名	住 所
坂井 芳 徳	久留米市善導寺町与田459番地 4
坂井 良 一	久留米市善導寺町木塚593番地

公告

合河東部土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
中岩 嵩	豊前市大字上川底261番地4
山本 矩生	豊前市大字上川底1477番地
大岩 久和	豊前市大字上川底407番地
戸成 重義	豊前市大字上川底1050番地
面ノ明 豊	豊前市大字中川底499番地
山崎 長年	豊前市大字中川底1348番地
松崎 重美	豊前市大字中川底1040番地1

2 退任監事

氏名	住所
西村 一憲	豊前市大字中川底407番地3
野間口 學	豊前市大字中川底1089番地1

3 就任理事

氏名	住所
中岩 嵩	豊前市大字上川底261番地4
山本 矩生	豊前市大字上川底1477番地
大岩 久和	豊前市大字上川底407番地
戸成 重義	豊前市大字上川底1050番地
面ノ明 豊	豊前市大字中川底499番地
山崎 長年	豊前市大字中川底1348番地
松崎 重美	豊前市大字中川底1040番地1

4 就任監事

氏名	住所
西村 一憲	豊前市大字中川底407番地3
野間口 學	豊前市大字中川底1089番地1

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第41条第3項の規定により次のように公示する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
特定非営利活動法人大牟田ライフサポートセンター	支援法人の住所	大牟田市正山町26番地	大牟田市不知火町二丁目1番地6	令和元年6月21日
	支援業務を行う事務所の所在地	大牟田市正山町26番地	大牟田市不知火町二丁目1番地6	令和元年6月21日

公告

解散した清算法人船迫土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月28日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
池永 巖	築上郡築上町大字船迫759番地
池田 勉	築上郡築上町大字船迫721番地
尾田 勉	築上郡築上町大字船迫709番地1
西知行	築上郡築上町大字船迫741番地

尾田和徳	築上郡築上町大字船迫736番地
木村幸徳	築上郡築上町大字船迫325番地
藏田公一	築上郡築上町大字船迫757番地
神吉豊彦	築上郡築上町大字船迫68番地
井上信一	築上郡築上町大字船迫668番地
廣津盛隆	築上郡築上町大字船迫299番地1

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第7号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成31年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和元年6月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
新井せいじ後援会	新井 亜紀子	新井 桃香	福岡県嘉麻市上山田1642-23
石井英俊政治研究所	石井 英俊	石井 陽子	福岡県福岡市博多区堅粕4-1-31-804
いまむら寿人後援会	嶋田 尊之	高嶋 崇	福岡県田川市大字川宮930-1
梅崎和弘後援会	堤 輝男	荒巻 武	福岡県柳川市大字七ツ家487
江口学後援会	木下 敏幸	矢田 正剛	福岡県大牟田市笹林町1-1-9
茅野勝後援会	茅野 文子	白川 照男	福岡県宮若市宮田4488-2
城戸好光後援会	貴戸 勇喜	山根 美紀	福岡県行橋市大字稲童1736
くば正司後援会	久芳 博文	久芳 直拓	福岡県糟屋郡久山町大字久原545
小島忠義後援会	小島 忠義	小島 周三	福岡県糸島市浦志2-5-20
坂井こうじ後援会	坂井 孝治	坂井 恵美	福岡県小郡市小郡1100-7
佐々木晴一後援会	佐々木 加代子	佐々木 加代子	福岡県中間市中尾2-2-10
しばた芳信後援会	柴田 芳信	別役 隆弘	福岡県中間市中鶴1-1-8

生涯現役の会九州福岡グループ	田中 正三郎	戸嶋 浩次	福岡県福岡市東区水谷1-3-7
竹内りいち後援会	竹内 利一	竹内 利一	福岡県鞍手郡鞍手町大字新北2543-3
田住和也後援会	田住 和也	福澤 顕悟	福岡県久留米市津福本町1777-1
谷口しげたか後援会	谷口 重隆	谷口 重康	福岡県宮若市乙野1115
たはら耕一後援会	中原 孫和	平山 勇	福岡県糸島市井原1288
萩本広房後援会	萩本 広房	萩本 香代子	福岡県宮若市市長井鶴649-2
福田俊雄後援会	小野 利彦	福田 繁雄	福岡県小郡市三沢3914
みつます良洋後援会	光益 良洋	馬場 良雄	福岡県八女郡広川町大字久泉244-15
村島きよし後援会	黒崎 康則	菊池 正躬	福岡県糸島市前原中央2-7-17
守田かずゆき後援会	守田 和幸	山下 剛	福岡県田川郡香春町大字中津原2632-6
森山すぐる後援会	森山 賢	市場 脩二	福岡県行橋市大字流末1200-1
安田あけみ後援会	長野 熟	山下 富士朗	福岡県中間市弥生1丁目1-35
八尋もとはる後援会	吉田 俊哉	八尋 祐子	福岡県糟屋郡粕屋町長者原東2-1-22

公安委員会

福岡県公安委員会告示第131号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和元年6月28日

福岡県公安委員会

- 講習の区分
法第2条第1項第1号に係る警備業務
- 講習の種別、期日、時間及び場所
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規

定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和元年9月9日(月)から同年9月18日(水)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

3 受講定員

38名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下

「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

令和元年8月19日（月）から同年8月21日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 必要に応じて添付すべき書類

前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

a 合格証明書（2級）の写し

b 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

a 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し

b 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(5) 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日いずれか1日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続き期間内（2日間）に受講申込手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式40問）を実施する。

(2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続き時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

福岡県公安委員会告示第132号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和元年6月28日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和元年10月1日(火)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
令和元年10月2日(水)		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発

生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

令和元年8月26日（月）から同年8月28日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電

話) 受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み(郵送等)は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間(2日間)内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安課警備係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ(URL:<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>)で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第133号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により公示する。

令和元年6月28日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

施設警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和元年11月6日(水)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

令和元年10月7日（月）から同年10月9日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、正午から午後1時00分までの間を除く。

(2) 必要書類

- ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合
 - (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
 - (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
 - (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合
 - (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
 - (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
 - (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業務係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は

生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第134号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年6月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
令和元年8月29日（木） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第135号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年6月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
令和元年8月5日（月） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署 会議室	若松警察署
令和元年8月9日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市東区箱崎七丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
令和元年8月22日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第136号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和元年6月28日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年9月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
令和元年9月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和元年9月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年9月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会規則第8号

福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年6月28日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則

（福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正）

第1条 福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成14年福岡県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号ア及び別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第2条 福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成18年福岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第3号ア及び別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成25年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（福岡県道路交通法施行細則の一部改正）

第4条 福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第33条の11第1項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（福岡県警察国有物品管理規則及び福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第5条 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 福岡県警察国有物品管理規則（昭和39年福岡県公安委員会規則第14号）様式第2号から様式第12号まで、別表第1様式その2及び様式その3並びに別表第2様式その1から様式その3までの様式
- 福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年福岡県公安委員会規則第5号）様式第1号から様式第17号までの様式

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和元年7月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行前に作成したこの規則による改正前の様式で現に使用しているものは、それぞれこの規則による改正後の相当規定により作成した様式とみなす。

福岡県公安委員会告示第141号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則（令和元年福岡県公安委員会規則第8号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和元年6月28日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の制定による工業標準化法の一部改正に伴い、福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則等の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和元年7月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部総務課に備え置く。

警察本部

福岡県警察本部告示第39号

福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程及び福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年6月28日

福岡県警察本部長 高木 勇人

福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程及び福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

（福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部改正）

第1条 福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程（平成14年福岡県警察本部告示第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号ア及び別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第2条 福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程(平成18年福岡県警察本部告示第15号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号ア及び別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。